

4月におけるマイナンバーカード関係手続きについて

来庁される方への願い



1 待ち時間の発生について

3月末から4月にかけて、町民課窓口がとても混雑します。マイナンバーカードの交付及びマイナポイントに関する手続きで来庁される場合は、待ち時間が発生することがありますのでご了承ください。

吉岡支所においても、マイナンバーカード申請、交付することができますので、ぜひご活用ください。その際はあらかじめ吉岡支所へ連絡してくださいませよう、お願いします。

2 マイナポイントにおける利用申し込み登録後の問い合わせについて

マイナポイント手続き後に、お客様からマイナポイントで登録したキャッシュレスサービスに関する問い合わせが何度かありました。

恐れ入りますが、ポイントの付与状況などの問い合わせは、登録したカードに記載された電話番号等、お客様自身でご確認ください。

マイナポイントの申込期限が令和5年5月31日に変更になりました！
令和5年2月28日までに申請された方はマイナポイントがもらえる対象となります。

対 象 者	ポイント 贈呈数	ポイントを もらう条件	申込期限
① マイナンバー新規登録者 ※現在取得されている方のうち、未 申込者	最大5,000円	20,000円のチャージまたは買い物に 対し、金額に応じ て付与されます	マイナポイントの申 し込み期限は「令和 5年 5 月末」です。 しかし、一部のサー ビスは5月末以前で 締め切ってしまうも のがあります。
② 健康保険証と紐づけした方	7,500円	直接付与されます	
③ 公的受取口座と紐づけした方	7,500円		

マイナンバーカードに係る手続きは規制がかかります

4月28日の夕方から5月7日において、マイナンバーカードに係るシステムの運用停止のため、役場開庁日である5月1日及び5月2日は役場・吉岡支所でのマイナンバーカード関係手続きはご遠慮ください。

お問い合わせ先

町民課 町民課

☎ 47-4681